

り。國事昌披問答に載せたる金澤町名付に嫁坂町・中坂町と記載し、三州志來因概覽附録にも、新坂町・中坂町・嫁坂町と載せたり。延寶の金澤圖に、此の坂路に町屋ありし事を記載せず。延寶より後に建てたるなるべし。

○新坂

三州志來因概覽附録に云ふ。相傳ふ、小立野新坂は、嫁坂出來の後に作る故に新坂といふ。今按するに、元祿六年の士帳に小立野新坂とあり。延寶金澤圖に此の坂路を載せれば、延寶以前に開きたる事知られり。

○新坂町

此の町は、嫁坂町などと同じく、坂路に家居するを以て呼べり。變異記に、寛保三年六月廿一日夜大雨、新坂町家損ずとあり。又此の町名は元祿九年の地子町肝煎裁許附に、笠舞新坂町と載せたり。されば此の地、元は笠舞村の地内なるにより笠舞新坂町とは呼びたるなるべし。此の坂下なる一本松といふ地も、右裁許附に笠舞一本松とあり。

○赤尾本平復讐地井傳話

抑、國初以來、金澤府下に於て復讐の事は、泉町十一屋に於

て一坊三太の敵打の傳話は、古より世人の口碑に膾炙すれど、其の實諸記録にも所見なく、敵等の姓名も事蹟に符合せざれば、虚實もはかり難し。赤尾が復讐は晩近の事といへども、舊藩中の一奇事なるにより、其の顛末を爰に記載す。但し晩近の事なれど、記録に載する趣其の姓名等區々にて、殊に年譜まで記載方一ならず。故に今諸記録に載せたる趣に考按を加へ、事實の参考とはなしぬ。

泰雲公年譜に云ふ。明和五戊子年七月七日、馬廻組三百石小川直右衛門居屋敷味喰倉町也。右小川直右衛門家來若黨赤尾丹右衛門と云者、淺野川上川除に居宅有之處、本組與力堀與右衛門と云ふ者に借置候。然處二年此の方借屋賃を滞り與へざりけるにより、丹右衛門罷越、段々催促方申入る。右與右衛門は此頃江戸詰中にて、嫡子長太夫と云者に對談致し、早速逡算用候様にと申達候處、彼是申内に及過言組合候て、遂に丹右衛門彼長太夫を組伏候處へ、長太夫弟直右衛門と云者傍より走り出、脇差を以丹右衛門を切殺候由。丹右衛門は年齡六十歳許、長太夫は廿四五歳之由。一説には、丹右衛門罷出候處、後より切付候て倒し申處、

弟も手傳致し、宅の出口にて切留候由と。右復讐の濫觴なりしかど、堀與右衛門及び長太夫等の敵の名記録に載する處一ならず。續咄隨筆と云ふ書に曰く、爰に堀豐右衛門といふ者あり、與力士にて祿二百石なり。家貧窮にして牢人赤尾丹右衛門といふ者の家を借りて同居したりけるが、兎角借屋賃を與へざりければ、丹右衛門度々是を催促するに、却つて怒をなし、丹右衛門を罵るゆゑに忍んで是を贖す。頃は明和五戊子の事なるに、夏もすぎ孟蘭盆も近づく程なれば、人々利の爲に奔走する折節、赤尾堀に對していひけるは、吾主家より少しの祿を請けて、妻子五六人を養ふなれば、渡世甚だ艱難也。是に依つて足下に家をかし、借家賃を受けて、菜薪の助とも爲さんとす。然るに足下屋賃を贖す。我是を以て其事をいへば、却つて罵り怒り給ふこそ遺恨なれ。我も貧窮に至りて人の貧窮をも察し侍れば強ひて責めず。然れども少しはあはれを發し、借賃を少し成りとも與へ給はゞ妻子の悦びならん。今日や菜薪の價を渡し度侍れば、願はくは少しにても借賃を賜へといふ。堀是を聞きて、我今一錢も貯へなし、逆も與へ難しとすげな

くいひけるにぞ、赤尾重ねていひけるは、貯へのなきには是非なしといへども、今更の事ならば追つてというて待ちもせめ、幾たびもかく云ひ給ふなれば、待つとも賜ふ期あらじ。此の上は我が家を去りて外へ移り給へ。さあらば外人を借家いたし、屋賃の全からん事をば願ふ也。速に立退き給ふならば、我が悦びならんといひけり。此の時堀勃然と大に怒り、汝匹夫吾を恥ぢしむる事過ぎたり。何ぞ是を忍ばんとて、明晃々たる刀を抜きて、雷光の如く切付ければ、赤尾其の場を立退く隙もあらばこそ、一刀の爲めに肩を傷けらる。堀がせがれ長太夫、父が側に在りけるが、是を見て、同じく刀を抜きて赤尾をすたくぐに切る。赤尾が妻子此の光景に狼狽して家を出で逃れけり。堀此の由を訴へければ、檢使來て其の始終を訊ふ。堀は赤尾が過言し恥ぢしめたる故に双傷に及ぶと答へたり。堀は與力士、赤尾は陪臣なれば、言の過ぎたるは無禮也。假令陪臣たりとも刀を帶する者の抜合せざるは不覺成る者也とて、赤尾が誤りとなり、堀は何の障りもなく事済みたりけり。然るに赤尾が子四人あり。長男を宗助といひ、二男を本平といへり。